

指名停止情報（令和7年11月6日）

坂戸、鶴ヶ島下水道組合では、本組合の競争入札参加資格者名簿に登載されている業者について、下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1 指名停止業者及び指名停止期間

商号又は名称 代表者氏名及び 本社所在地	契約権限を有する 代理人氏名 及び支店・営業所 の所在地	申請業種	指名停止期間	
			開始日 ～ 満了日	月 数
新明和工業（株） 代表取締役 五十川 龍之 兵庫県宝塚市新明和町 1－1	流体事業部営業本部 関東支店 支店長 岡嶋 憲 埼玉県さいたま市北区宮原町 2－4 1－1 2	【建設工事】 機械器具設置工事 【物品・その他】 その他機械器具	R7.11.6 ～ R8.1.5	2 月

2 指名停止理由

上記業者は、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表された。

よって、独占禁止法違反により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、要綱第3条（別表第2第3号イ、独占禁止法違反行為）に該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるため。

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

担当：坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課

電話：049-283-2051（代表）